



宮 崎 県 公 報

令和元年8月5日(月曜日) 第27号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更(“ ”) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(“ ”) 1	
○指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 1	
○指定障害福祉サービス事業者の指定……………(“ ”) 2	
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始……………(道路保全課) 2	
○道路の占用を制限する区域の指定……………(“ ”) 2	
公 告	
○鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………(自然環境課) 3	
○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件) ……(商工政策課) 3	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(3件)……………(“ ”) 4	
○採石業務管理者試験の実施……………(企業振興課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 5	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 5	

告 示

宮崎県告示第 214号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人明石会曾根病院訪問看護ステーション	延岡市小野町6920-2	平成31年3月1日

宮崎県告示第 215号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人社団正立会 都城明生病院	都城市金田町2263

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団正立会 黒松病院	医療法人社団正立会 都城明生病院	令和元年7月1日

宮崎県告示第 216号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
ひまわり薬局日向店	日向市鶴町1丁目6番14号	令和元年6月29日

宮崎県告示第 217号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550500161	児童発達支援事業所 Ohana	小林市堤3699-12	社会福祉法人ときわ会	小林市堤4380	令和元年8月1日	児童発達支援

宮崎県告示第 218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201447	こころワーク	都城市梅北町4391-2	社会福祉法人こころ	都城市梅北町 118 48番地	令和元年8月1日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 219号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年8月5日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
45	県道	御池都城線	都城市乙房町 380番1地先から同市同町 386番3地先まで	旧	9.3~19.3	294.42
				新	19.4~93.1	323.54

宮崎県告示第 220号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年8月5日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
359	県道	赤谷橋山線	宮崎市高岡町花見字栗	旧	18.5~19.4	8.0

野3146番2地先から同市同町花見同字3145番7地先まで	新	33.4~38.1	8.0
-------------------------------	---	-----------	-----

宮崎県告示第 221号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年8月5日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
45	県道	御池都城線	都城市乙房町 380番1地先から同市同町 386番3地先まで	令和元年8月5日

宮崎県告示第 222号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和元年8月5日から同年同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷水清谷字赤木1670番6地先から同郡同町南郷水清谷同字1667番5まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年8月20日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 事業者の名称

株式会社マツダコーポレーション

2 事業者の住所

延岡市松原町4丁目8931番地2

3 事業者の代表者の氏名

松田 秀人

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ延岡南店

延岡市石田町4446番の3 外5筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ナフコ 代表取締役 石田卓巳

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田卓巳

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田卓巳

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 変更の年月日

平成30年6月1日

5 変更する理由

代表者変更のため

6 届出年月日

令和元年7月24日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年8月5日から令和元年12月5日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年8月5日から令和元年12月5日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ延岡南店

延岡市石田町4446番の3 外5筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ナフコ 代表取締役 石田卓巳

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 建物西側 147㎡

(変更後) 建物東側 147㎡

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 建物西側 33.64㎡

(変更後) 建物東側 33.64㎡

宮崎県知事 河野俊嗣

- 4 変更の年月日
令和2年3月25日
- 5 変更する理由
建物増築による配置変更のため
- 6 届出年月日
令和元年7月24日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和元年8月5日から令和元年12月5日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
令和元年8月5日から令和元年12月5日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス大門口
延岡市大門口 246番地 外19筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成31年2月28日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和元年8月5日から令和元年9月5日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月5日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン多々良ショッピングセンター
延岡市岡富町 154番地 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の所在地の変更
令和元年6月11日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和元年8月5日から令和元年9月5日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン多々良ショッピングセンター
延岡市岡富町 154番地 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更
令和元年6月11日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和元年8月5日から令和元年9月5日まで

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、第48回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の日時
令和元年10月11日(金曜日)午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
宮崎県庁附属棟 302号室
- 3 受験願書の受付期間
令和元年8月26日(月曜日)から9月13日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、9月13日付けの消印のあるものまで有効

とする。

4 受験願書の提出先

宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部企業振興課

5 受験願書の提出方法

郵送又は持参

6 受験手数料

8,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 その他

(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配布する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒(21センチ5ミリ×30センチ以上)に切手を貼り、宛先明記の上、請求すること。

なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課(電話0985(26)7095)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、宮原堰土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	萩野良和	延岡市北川町長井3664
理事	安藤義信	延岡市北川町長井3369-1
理事	向井実	延岡市北川町長井3810
理事	鶴羽豪之助	延岡市北川町長井1344
理事	田野尚利	延岡市北川町長井524-17
理事	黒木善久	延岡市北川町長井231
理事	戸上誠一	延岡市北川町長井5268-1
理事	黒木又一	延岡市北川町長井5344
理事	甲斐睦章	延岡市北川町長井5412

理事	木本一男	延岡市北川町長井5565-84
監事	岩佐美基	延岡市北川町長井386-6
監事	工藤友幸	延岡市大武町122
監事	伊藤昇	延岡市北川町長井4406

(任期：令和3年5月10日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	岩佐美基	延岡市北川町長井386-6
理事	権藤紀典	延岡市古川町576-6
理事	河野一郎	延岡市北川町長井1202
理事	廣瀬和男	延岡市北川町長井4106
理事	神田今男	延岡市北川町長井3949
理事	萩野良和	延岡市北川町長井3664
理事	権藤栄吉	延岡市北川町長井5261-2
理事	谷孝則	延岡市北川町長井5322
理事	黒田剛郎	延岡市無鹿町1丁目2031-96
理事	木本徳幸	延岡市北川町長井5565-83
監事	伊藤昇	延岡市北川町長井4406
監事	元浦由博	延岡市北川町長井1352-1
監事	権藤久人	延岡市北川町長井5326

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和元年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-28)第9728号	(有)高橋計装	高橋一文	宮崎県宮崎市大字島之内9213-157	一般	電気工事業、消防施設工事業	令和元年6月27日付で廃業した旨の届け	令和元年6月27日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第12406号	(有)トランスポート・イレブ	倉本俊彦	宮崎県延岡市出北5-	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、	令和元年6月24日付で廃	令和元年6月24日(全廃業)

	ン		2-2		鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	業した旨の届け	
宮崎県知事許可(般-30)第12482号	中菌板金工業	中菌 憲昭	宮崎県延岡市北川町長井7523	一般	屋根工事業、管工事業、板金工事業、熱絶縁工事業	令和元年6月25日付けで廃業した旨の届け	令和元年6月25日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第6805号	(有)南海電気サービス	田原 眞和	宮崎県宮崎市日ノ出町41-3	一般	土木工事業、管工事業、鋼構造物工事業、水道施設工事業	令和元年6月20日付けで廃業した旨の届け	令和元年6月20日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第8471号	(有)スズキテック	鈴木 博之	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 763	一般	管工事業、水道施設工事業	令和元年6月6日付けで廃業した旨の届け	令和元年6月6日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-31)第12605号	(株)扇	那須 光秀	宮崎県日向市大字富高 691-9	一般	土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和元年6月26日付けで廃業した旨の届け	令和元年6月26日(一部廃業)